

北海道文化振興指針の改正について

1. 改正の趣旨

近年の社会経済情勢の変化や関係法令の改正などに的確に対応するため、指針の改正を行います。

区 分	内 容
社会経済情勢の変化	・人口減少・少子高齢化の進行 ・情報通信技術の急速な発展 ・グローバル化の進展 ・新型コロナウイルス感染症の影響 など
関係法令の制定・改正	・文化芸術基本法の改正 ・文化観光推進法の制定 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定 など
そ の 他	・ウポボイの開業 ・北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録

2. 改正内容

(1) 基本的な考え方

現行指針の基本的な内容は継続しつつ、文化振興をめぐる情勢の変化や関係法令の改正、国の次期文化芸術推進基本計画を踏まえたものとします。

- 文化芸術基本法 第7条の2
都道府県及び市町村は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。
- ※国の計画(第1期)：平成30年度～令和4年度
(第2期)：「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策」について、文化審議会文化政策部会において検討中

(2) 改正の方向性など

現行指針の項目	改正の方向性	審議会におけるご意見	検討の方向
はじめに	○位置付けの明確化 ・文化芸術基本法、障害者文化芸術推進法に基づく計画 ・道総合計画の特定分野別計画 ・SDGsの達成に向けた取組の一つ	・道のSDGs推進ビジョンとの関係性	○記載内容に反映
1. 基本理念	—	—	—
2. 基本的な考え方	○障害者文化芸術推進法の趣旨を反映	—	—
3. 文化振興施策の推進	○施策体系に基づく項目の再構築 ○新たな視点を追加	・子育て世帯が家族ごと文化に触れる機会の充実 ・後継者育成のため子供達が文化に触れる機会を充実 ・観光の部分の記載内容の充実	○記載内容に反映
①道民の文化活動の促進	・子ども達が文化に触れる機会の充実	・世代間交流を追加	
②芸術鑑賞等広く文化に接する機会の充実	・地域文化の担い手の育成	・多言語による映像やアニメの国外への発信	
③文化活動を担う人材の育成	・地域の文化資源を地域・観光資源として活用	・文化を保障する視点、文化活動継続のための支援の記載	
④文化交流の促進	・国内外の地域・団体との交流促進		
⑤文化環境の整備及び充実	・情報発信の充実・強化		
⑥歴史的文化遗产の保存及び活用	・感染予防対策と文化芸術活動の両立		
⑦文化性に配慮したまちづくりの推進	・アイヌ文化の保存・継承・活用 ・縄文遺跡群の保存・活用促進		
4. 推進体制等の充実	○各主体の役割の明確化 ○数値目標の設定		
①推進体制の充実			
②支援体制の充実			
そ の 他	—	・ジェンダーに係る記載 ・障がい者への合理的配慮に係る記載	○記載内容に反映

3. 今後の予定

- 令和4年10月13日 文化審議会（文化賞・文化奨励賞の授賞候補者選考、数値目標の検討）
11月上旬 文化審議会（文化振興指針の改正（素案）の検討）
12月～ パブリックコメントの実施
令和5年2月上旬 文化審議会（文化振興指針の改正（案）の検討）